破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８１１号
福岡市早良区星の原団地32番505号
破産者　新原　涼子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７３号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目19番８号
破産者　池田　進一
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８１号
仙台市泉区鶴が丘１丁目56番地の４ライフピュア鶴が丘201、開始決定時の住所仙台市泉区みずほ台９番地の１　セザール八乙女403
破産者　沼田　政美
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東111番地リンピア里小牧203号
破産者　野田　千尋
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５号
広島県福山市沼隈町大字能登原1326番地２
破産者　カーショップピットインこと　横山　幹弘
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７３７号
福岡市早良区荒江３丁目12番35号
破産者　柳田　武文
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６４号
福岡市西区姪の浜１丁目23番28号
破産者　村口　勝子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３号
秋田県南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添１番地６
破産者　村井　清美
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
秋田市寺内児桜３丁目12番17号　市営住宅１―20号
破産者　山川　光子
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８号
福岡県久留米市荒木町荒木1311番地12、開始決定時の住所福岡県久留米市荒木町下荒木1047番地３
破産者　清和建設こと　執行　清一
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１３７６号
大阪府摂津市別府３丁目18番16号、前住所大阪府摂津市南別府町１番32号
破産者　神垣　純之
1　破産債権の届出期間　平成25年12月19日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午後３時
平成25年11月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３号
山梨県南巨摩郡南部町福士2700番地２
破産者　山本　久子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
2　一般調査期日　平成26年２月28日午前10時30分
平成25年11月22日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新279番地
破産者　尾上　道一
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年２月14日午前10時30分
平成25年11月22日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０３８号
福岡市中央区今泉１丁目18番１―802号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区長浜１丁目４番45―1005号
破産者　渡邉　和徳
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年２月21日午前10時30分
平成25年11月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３８号
埼玉県吉川市保１丁目11番地６　ファミール吉川106号
破産者　椿　　靖
1　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
2　一般調査期日　平成26年２月21日午前10時15分
平成25年11月22日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
埼玉県春日部市谷原１丁目18番地１　ドルミ春日部３―312、旧住所埼玉県所沢市緑町４丁目28番38―105号
破産者　藤本　耕一
1　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
2　一般調査期日　平成26年２月21日午前10時45分
平成25年11月22日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１３６号
山口県防府市大字奈美95番地
破産者　光栄建機こと　光貞　　忠
異議申述期間　平成25年12月24日まで
平成25年11月25日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
松江市春日町236番地１、前住所松江市春日町158番地11
破産者　水元二六年
異議申述期間　平成26年１月17日まで
平成25年11月22日　　松江地方裁判所民事部